

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-3
許認可等の種類	指定病院の指定			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第19条の8			
許認可等の概要	措置入院者及び緊急措置入院者を入院させることができる指定病院の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成8年3月21日 厚生省告示第90号)</p> <p>一 次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。</p> <p>1 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した数との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。</p> <p>2 医師のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。</p> <p>3 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>二 精神病床の数が50床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であって20床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>三 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。</p>			
基準の制定根拠	一			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	審査等に要する期間			